

## 公共工事に係る単品スライド条項の早急な運用に関する申し入れ

平成20年6月3日

埼玉県知事 上田 清司様

埼玉県が発注する公共工事は、県営住宅建設、道路建設など県民生活のために欠くことのできないものであり、円滑な執行が求められている。しかしながら、このところの鋼材価格をはじめとする建設資材の急激な価格上昇、原油価格の高騰などによって、公共工事を受注する企業を取り巻く経済環境は、極めて厳しい状況にある。

公共工事を受注する企業は、これまでさまざまな企業努力を重ね、価格高騰分を吸収してきたが、建設資材の急騰はいまだ続き、原油価格高騰が追い打ちをかけ、受注企業の体力はもはや限界に達しつつある。

一方、本県は、埼玉県建設工事標準請負契約約款の25条5項に単品スライド条項を定めているものの、過去30年余りにわたって発動されたことがなく、そのため運用ルールさえ定まっていないのが実情である。

そこで、本条項を設けた趣旨を踏まえ、今こそ県民生活に直結する公共事業が円滑に執行されるよう、下記の通り要望するものである。

記

- 1.単品スライド条項の運用ルールを、実態に即した形で早急に定めること。
- 2.建設資材の急激な価格上昇に対応するため、単品スライド条項を適切かつ早急に適用すること。

以上

埼玉県議会公明党 団長 山本 晴造